

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（3件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 5
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 6
- 徴収事務及び収納事務の委託【総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課】 7

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 8

北九州市告示第 191 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 29 年 4 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

鷺田組合（第 28 区 1 2 組）

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	平山正儀	北九州市若松区大字頓田 7 4 9 番地 2
変更後	藤田健次	北九州市若松区大字頓田 7 5 9 番地 3

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市若松区大字頓田 7 4 9 番地 2
変更後	北九州市若松区大字頓田 7 5 9 番地 3

4 変更年月日

平成 29 年 4 月 2 日

北九州市告示 192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成29年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上の原自治区会第5町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	矢野正人	北九州市八幡西区上の原四丁目1番20号
変更後	松本成彦	北九州市八幡西区上の原四丁目2番6号

3 変更年月日

平成29年4月1日

北九州市告示第 193 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 29 年 4 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

陣出原町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	藤井 隆	北九州市八幡西区上上津役五丁目 28 番 5 号
変更後	加藤 猛	北九州市八幡西区上上津役五丁目 29 番 7 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区上上津役五丁目 28 番 5 号
変更後	北九州市八幡西区上上津役五丁目 29 番 7 号

4 変更年月日

平成 29 年 3 月 26 日

北九州市告示第194号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
サンキュー薬局龍王店	北九州市八幡西区鉄王二丁目2番40号	廃止のため	平成29年3月31日
サンキュー薬局城野店	北九州市小倉南区富士見一丁目4番1号	廃止のため	平成29年3月31日

北九州市告示第 195 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、法第 51 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 4 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ぎおん福祉センター 北九州市八幡東区 祇園三丁目 1 番 3 号	祇園タクシー有限会社 北九州市八幡東区祇園三 丁目 1 番 3 号 代表取締役 山本知矢子	身体障害者	4016600225

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ぎおん福祉センター 北九州市八幡東区 祇園三丁目 1 番 3 号	祇園タクシー有限会社 北九州市八幡東区祇園三 丁目 1 番 3 号 代表取締役 山本知矢子	身体障害者	4016600225

2 事業廃止年月日

平成 28 年 12 月 31 日

北九州市告示第196号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立男女共同参画センター並びに北九州市立東部勤労婦人センター及び北九州市立西部勤労婦人センターにおける使用料及び物品貸付料の徴収事務並びに物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	北九州市小倉北区大手町11番4号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市公告第267号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク鞆ヶ谷レストランパーク
北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町2番2号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 小田孝幸

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

日鐵運輸情報システム株式会社
代表取締役 玉井 尚
ほか2者

(2) 変更後

株式会社NTシステム
代表取締役 玉井 尚
ほか2者

4 変更の年月日

平成29年4月11日

5 変更する理由

営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成29年4月11日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年4月18日から同年8月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年8月18日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第268号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク鞆ヶ谷
北九州市戸畑区東鞆ヶ谷町2番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ
北九州市八幡東区平野二丁目11番1号
代表取締役社長 小田孝幸

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社西鉄ストア
代表取締役社長 玉木 浩
ほか5者

(2) 変更後

株式会社西鉄ストア
代表取締役社長 玉木 浩
ほか5者

4 変更の年月日

平成29年4月11日

5 変更する理由

営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成29年4月11日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
北九州市戸畑区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年4月18日から同年8月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年8月18日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成29年4月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク千代

北九州市八幡西区千代三丁目1番2号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 小田孝幸

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 玉木 浩

ほか6者

(2) 変更後

株式会社西鉄ストア

代表取締役社長 玉木 浩

ほか5者

4 変更の年月日

平成29年4月11日

5 変更する理由

営業政策上の理由による

6 届出年月日

平成29年4月11日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年4月18日から同年8月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年8月18日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見